

補助対象者と本制度の狙い

補助対象者

- ① 災害公営住宅等に設立された自治組織等の住民団体
- ② 災害公営住宅等のコミュニティの編入先となる既存の自治組織等の住民団体
- ③ 災害公営住宅等のうち自治組織が存在しない、自治組織が設立前である、等の地区で自治組織活動を支援している市町村、または非営利組織

狙い

災害公営住宅等における新しい地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた活動を支援するため、自治組織が自発的、主体的に取り組む地域コミュニティ再生活動を補助します。

地域コミュニティ再生支援事業補助金

募集期間(4回)

- 1回目 5月25日(月)～ 6月 5日(金)
- 2回目 7月 1日(水)～ 7月14日(火)
- 3回目 9月 1日(火)～ 9月14日(月)
- 4回目 11月 2日(月)～11月16日(月)



メニュー①

地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等の入居による新しい地域コミュニティ再生活動に要する経費について、これを行う自治組織等に対して補助金を交付します。

事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
1. コミュニティ再生事業 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動(自主的な勉強会、ふれあい喫茶、食事会、手芸・料理・囲碁・将棋教室などの交流事業、他地区との体験交流、高齢者の生きがいづくり等)	単年度当たりの申請は 1地区1回 (複数事業、複数イベント等年間を通じた事業の申請を可とする。)	対象経費の 10分の10以内	○世帯数 100世帯未満 1,000千円 補助下限額 300千円 ○世帯数 100～200世帯 1,500千円 補助下限額 500千円 ○世帯数 201世帯以上 2,000千円 補助下限額 600千円
2 コミュニティ元気づくり事業 (1) 地域資源、景観の再生活動や活性化イベントの開催に要する経費 (2) 生活安全の確保(防犯パトロール、避難場所標識の設置等)、集落行事の再生(太鼓、等)、生活環境の維持(コミュニティ掲示板等)に必要な設備の修繕・再整備等	最長3年間		
3 震災経験伝承事業 地域が行う震災経験を伝承する取組(防災訓練(炊き出し訓練を含む)、子供たちへの震災時の講話、防災教育活動等) ただし、備品購入費は、初回申請時に限る。			

補助対象経費

報償費、旅費交通費、消耗品費、修繕費、燃料費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、雑費、その他

補助対象外経費の例

- (1) 住民自治組織等の構成員に対する交際費・人件費
- (2) 他の団体への負担金及び補助金など、住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に係る経費
- (3) 用地取得又は補償に要する経費
- (4) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費
- (5) 事務所や集会施設等の維持管理経費
- (6) 事業を伴わない物品・備品のみ購入に要する経費
- (7) その他、補助することが適当でないと判断される経費